

# 定例選挙管理委員会会議録要旨

日 時	令和6年 11月 12日(火) 午後3時 55分
場 所	横浜市選挙管理委員会室
出席者	吉原委員長、和田委員長職務代理者、森委員、藤代委員
	石川選挙部長、廣澤選挙課長、古川調査課長
	遠藤選挙係長、田村啓発係長
	間宮専任職、宗仲職員
傍聴人	1人

## 議 事

議事に先立ち、個人情報が含まれる報告事項2については、横浜市選挙管理委員会規程第7条第3項第1号に基づき、非公開とすることとした。

### 1 議案

#### (1) 政治活動用事務所証票の更新について

##### 《主な発言》

委員：令和7年3月31日までに証票を貼り替えない場合に罰則規定はあるのか。

市選管は貼り替えの状況をチェックする予定なのか。

事務局：公職選挙法第243条第1項第4号に規定があり、2年以下の禁錮または50

万円以下の罰金に処することになっている。個別にチェックはしないが、

証票更新対象者あてに市選管から事前に通知する予定である。

委員：貼り替え作業の時間は候補者側へ十分に与えられるのか。

事務局：有効期限内に更新の対応をお願いしたいので、余裕を持って通知させていただく予定である。

##### 《 原 案 の と お り 決 定 》

## 2 報告事項

### (1) 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の結果報告について

#### 《主な発言》

委 員：今回の選挙は「投票のご案内」の送付が遅かったようだが、事務局ではどのような対応をとっていたのか。

事務局：「投票のご案内」は10月15日、16日に郵便局へ搬入し、郵便局からは23日までに配達完了したと報告を受けている。郵便局への搬入は前回(令和3年)より一日遅く、配達日数は前回よりかかった（4日間）。その理由として、郵便局の配達体制が変わった影響もあると考えている。

「投票のご案内」が選挙人のお手元に届かない間は、期日前投票者数は伸び悩んでいたが、10月22日以降には前回の期日前投票者数を上回り、最終的には前回並みの期日前投票率だった。

「投票のご案内」を持参しなくても投票できる旨は本市ホームページに掲載して周知を図ったが、今後の選挙においても周知徹底していきたい。

委員長：比例代表の政党等の略称について、立憲民主党と国民民主党が同じ「民主党」だったが、開票所での取扱いを確認したい。

事務局：本市では「民主党」と記載されたものが約15万4千票あった。得票数に応じて開票所ごとに按分処理を行い、正式名称で記載された有効票に按分票が足された。

### (2) 令和6年度神奈川県選挙管理委員会表彰受賞者について

委員全員：異議なし

### (3) 区選挙管理委員会委員長等の異動について

委員全員：異議なし

### (4) 指定都市選挙管理委員会委員長等の異動について

委員全員：異議なし

### 3 その他

「インターネット投票にかかる動向」について、事務局から報告した。

#### 《主な発言》

委 員：インターネット投票を導入している国は、エストニアとフランスのみか。

事務局：確認できた範囲では、中東のオマーンを入れると、国としては3か国ある。

委 員：米大統領選挙で実施しているのはインターネット投票ではないのか。

事務局：調べた範囲では、電子投票が導入されているようだ。電子投票は投票所で実施するものであり、どこにいても投票できるインターネット投票とは異なる。

なお、電子投票は日本でも地方選挙に限り採用可能であるが、岐阜県可児市で選挙無効になった事例があり、現時点では電子投票を実施している自治体はない。

委 員：インターネット投票を本格的に実施するためには、国の法整備と自治体の準備が必要である。インターネット投票の実現に向けた道のりは長いよう思う。

委 員：エストニアのように、個人IDカードが普及していないとインターネット投票の実現は難しいと考える。日本の場合は、全国民がマイナンバーカードを所持している必要があると思うが、現時点での普及率は何%か。

事務局：総務省によると、マイナンバーカードの交付枚数は人口比80%を超える。

《 説 明 の と お り 了 承 》